

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年12月3日

石巻市監査委員 山崎 武 敏

石巻市監査委員 矢川 昌 宏

石巻市監査委員 高橋 誠 志

- 1 監査対象部課等 生活環境部  
市民課、保険年金課、環境対策課（石巻斎場、雄勝斎場、牡鹿斎場、霊園管理事務所、石巻霊園、狐崎霊園、墓地、学習等供用施設釜会館、学習等供用施設上釜会館、上釜ふれあい広場を含む。） 廃棄物対策課（埋立施設管理事務所、河北地区衛生処理センター、河北地区一般廃棄物最終処分場、雄勝クリーンセンター、河南一般廃棄物最終処分場、河南資源回収センター、牡鹿クリーンセンターを含む。）
- 2 監 査 期 間 平成20年10月17日から同年12月3日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
（平成20年9月30日現在）
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成20年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。